

各 都 道 府 県 知 事 殿

スポーツ庁次長  
串田 俊巳

令和3年度体育・スポーツ施設現況調査の実施について（依頼）

平素よりスポーツ庁の取組に対しまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
スポーツ庁では、統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査として、体育・スポーツ施設現況調査を実施いたします。

本調査は、体育・スポーツの振興に資するため我が国における体育・スポーツ施設の設置者別現在数や施設の開放状況等を明らかにし、今後のスポーツ振興施策の企画・立案に必要な基礎データを得ることを目的として、3年に1度実施するものです。

私立学校については、これまで都道府県及び市区町村（組合立含む）教育委員会を報告者としてきましたが、業務の所掌等を考慮し、今回調査より都道府県私立学校所管部局に回答いただくこととしました。

別添調査要領のとおりオンライン調査にて実施いたしますので、調査の趣旨を御理解いただき、令和4年2月25日（金）までの回答に御協力いただきたくお願い申し上げます。

【参考】

令和3年度体育・スポーツ施設現況調査 調査へのご協力依頼  
（スポーツ庁ホームページ）

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/toukei/chousa04/shisetsu/gaiyou/300000981\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/chousa04/shisetsu/gaiyou/300000981_00001.htm)

＜本件に関するお問合せ先＞

スポーツ庁参事官（地域振興担当）付 施設企画係  
TEL 03-5253-4111（内線 3773）  
Mail stiiki@mext.go.jp

## 体育・スポーツ施設現況調査要項

### 1. 調査目的

体育・スポーツの振興に資するため我が国における体育・スポーツ施設の設置者別現在数や施設の開放状況等を明らかにし、今後のスポーツ振興施策の企画・立案に必要な基礎データを得ることを目的とする。

### 2. 調査対象施設

学校体育・スポーツ施設、公共社会教育施設等に付帯するスポーツ施設、大学・短期大学・高等専門学校体育施設

### 3. 報告者および報告対象の調査票名

別紙 調査系統図のとおり

#### (1) 都道府県教育委員会

- A 学校体育・スポーツ施設調査票
- B 公立学校体育施設開放状況調査票（1）
- B 公立学校体育施設開放状況調査票（2）
- C 公立社会教育施設に付帯するスポーツ施設調査票

#### (2) 市区町村教育委員会

- A 学校体育・スポーツ施設調査票
- B 公立学校体育施設開放状況調査票（1）
- B 公立学校体育施設開放状況調査票（2）
- C 公立社会教育施設に付帯するスポーツ施設調査票

#### (3) 都道府県私立学校所管部局

- A 学校体育・スポーツ施設調査票

#### (4) 国立大学

- D 大学・短期大学・高等専門学校体育施設調査票（1）
  - D 大学・短期大学・高等専門学校体育施設調査票（2）※
- ※国立大学附属学校がある場合

#### (5) 公私立大学、公私立短期大学及び国公立高等専門学校

- D 大学・短期大学・高等専門学校体育施設調査票（1）

### 4. 調査方法

スポーツ庁より事業委託を受けた調査実施機関が報告者に対して調査依頼を行う。ただし、市区町村教育委員会は、都道府県教育委員会経由で依頼する。各報告者は所定の URL にアクセス後、事前に送付された ID, パスワードを入力し、オンラインにて回答する。

### 5. 調査票名、対象となる施設及び調査の内容

- A 学校体育・スポーツ施設調査票

【対象施設】

公私立小・中・高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校体育・スポーツ施設（国立大学法人の附属学校体育施設を除く）

**【調査の内容】**

上記施設の箇所数、設備の現況

B 公立学校体育施設開放状況調査票（1）

**【対象施設】**

公立（都道府県立（都道府県立大学附属含む）、市区町村立（市立大学附属、組合立含む））の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の体育施設

**【調査の内容】**

上記施設の開放事業の概要

B 公立学校体育施設開放状況調査票（2）

**【対象施設】**

公立（都道府県立（都道府県立大学附属含む）、市区町村立（市立大学附属、組合立含む））の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の体育施設

**【調査の内容】**

上記施設の開放状況

C 公立社会教育施設に付帯するスポーツ施設調査票

**【対象施設】**

地方公共団体が設置している、都道府県立、市区町村立、組合立の社会教育施設等（公民館、青少年教育施設、女性教育施設等）に付帯するスポーツ施設

**【調査の内容】**

上記施設の箇所数、設備の現況

D 大学・短期大学・高等専門学校体育施設調査票（1）

**【対象施設】**

大学、短期大学、高等専門学校の体育施設

**【調査の内容】**

上記施設の箇所数、設備の現況

D 大学・短期大学・高等専門学校体育施設調査票（2）

**【対象施設】**

国立大学法人附属学校の体育施設

**【調査の内容】**

上記施設の箇所数、設備の現況

6. 調査期日

令和3年10月1日現在

7. 調査票の提出期限

令和4年2月25日

8. 調査票の取扱い

この調査に係る全ての調査票は、この調査の目的以外には使用しない。

#### 9. 調査結果の集計

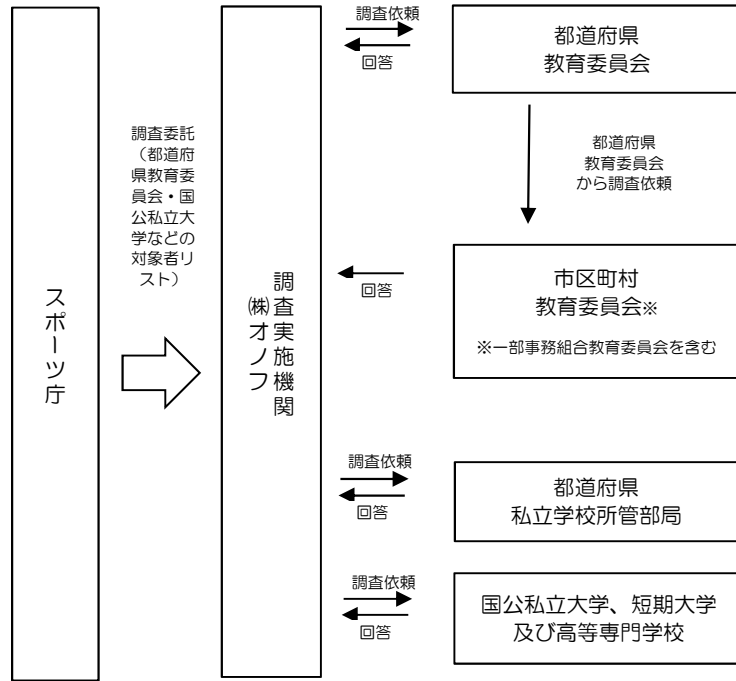
この調査のすべての集計はスポーツ庁（委託事業）で行う。

#### 10 結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法は、「体育・スポーツ施設現況調査」としてスポーツ庁のホームページ及び e-Stat で公表するほか、「我が国の体育・スポーツ施設」として刊行物により公表する。

(2) 公表の期日は、令和4年9月末までに概要を公表し、令和5年4月末までに確定値を公表する。

# 別紙 調査系統図



※ 国立大学法人を通じて調査を実施

## 【対象施設】

都道府県立（都道府県立大学附属含む）の学校

都道府県立の公立社会教育施設等に付帯するスポーツ施設

市区町村立（市立大学附属、組合立含む）の学校

市区町村立、組合立の公立社会教育施設等に付帯するスポーツ施設

私立（株式会社立含む）の学校

大学・短期大学・高等専門学校

国立大学法人附属学校※

## 【調査種別】

- A 学校体育・スポーツ施設調査票
- B 公立学校体育施設開放状況調査票(1)
- B 公立学校体育施設開放状況調査票(2)

- C 公立社会教育施設に付帯するスポーツ施設調査票

- A 学校体育・スポーツ施設調査票
- B 公立学校体育施設開放状況調査票(1)
- B 公立学校体育施設開放状況調査票(2)

- C 公立社会教育施設に付帯するスポーツ施設調査票

- A 学校体育・スポーツ施設調査票

- D 大学・短期大学・高等専門学校体育施設調査票(1)

- D 大学・短期大学・高等専門学校体育施設調査票(2)

## A 学校体育・スポーツ施設調査票の記入上の注意

### 1 学校体育・スポーツ施設の定義

ここでいう学校体育・スポーツ施設とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の学校教育活動のために設置されている体育施設及び専修学校、各種学校が生徒用に設置するスポーツ施設を意味する。

### 2 調査対象施設

調査の対象となる体育・スポーツ施設は、公立（組合立含む）、私立（株式会社立含む）、公私立大学附属の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校の全ての体育・スポーツ施設とする。ただし、大学附属校の体育施設のうち、学部学生等と共有しているものを除く。

なお、国立大学法人附属校の体育施設は除く。これらについては別途に調査している。

### 3 報告者

学校体育・スポーツ施設の現況について、各報告者が記入する。

- ・都道府県立（都道府県立大学附属含む）の学校に関するもの：都道府県教育委員会
- ・市区町村立（市立大学附属、組合立含む）の学校に関するもの：市区町村教育委員会
- ・私立（株式会社立含む）の学校に関するもの：都道府県

### 4 I 基礎的事項欄の記入

- （1）項目1の都道府県番号、項目2の市区町村番号には、総務省が設定した統計に用いる標準地域コードを記入する。
- （2）項目8は、「1. 小学校、2. 中学校、3. 義務教育学校、4. 高等学校、5. 中等教育学校、6. 特別支援学校、7. 専修学校、8. 各種学校」を記入する。
- （3）項目9は、「1. 都道府県、2. 市（区）、3. 町、4. 村、5. 組合、6. 私立」を記入する。
- （4）項目10は、「1. 本校、2. 分校」を記入する。
- （5）項目11、12の欄には、必要な連絡ができるよう、調査担当者名、所属課名及び電話番号を記入する。

### 5 II 学校体育施設の現況欄の記入

- （1）施設種別番号の1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 10, 11, 12については規模別に箇所数を記入する。
- （2）施設種別番号の14, 15, 16, 17については、箇所数のほか（ ）内にコート面数を記入する。
- （3）施設種別の内容については【施設種別の定義】を参照すること。
- （4）「その他」の欄には【施設種別の定義】にある施設種別番号を（ ）に記入する。その場合、施設数の多い順に上から記入する。
- （5）総合スポーツ施設、総合体育館などのように複数種別の施設が集合しているものについては、個々の施設に分けて、それぞれの欄に記入する。
- （6）プールについて、同一敷地内に複数設置されていれば、その数を記入する。
- （7）併設校の場合には重複しないように記入すること。  
（例：小、中学校併設の場合は中学校の施設として、中、高等学校の場合には高等学校の施設として記入）
- （8）【施設種別の定義】にある施設でも、その規模が最低基準に達しない施設は記入しないこと。
- （9）算用数字（1, 2, 3）で記入し、該当のない欄は空欄とする。
- （10）施設・設備に関して、実際に使用している室等の名称が調査票に示すものと異なる場合は、以下に示す定義を参考にして、その用途に該当する区分があれば、その区分でカウントする。

○外国人向け表示：施設の利用に当たって不自由がないように、案内板や説明等に、英語・中国語等の外国語が併記されているもの

○簡易昇降機：階段の端に設置して、人が座ってあるいは車椅子ごと昇降できるようになっているもの

- 点字案内：施設の利用に当たって不自由がないように、案内板や説明、エレベーターや階段の手すり等に点字が併記してあるもの
- 障害者浴室（共用含）：障害者用の浴室、あるいは障害者と健常者の両方に使用できる浴室

【施設種別の定義】（施設の内容と規模基準）

種類 番号	施設種別	内 容	規模基準		
			規模1	規模2	規模3
1	陸上競技場	主として、陸上競技を行うためにつくられた施設で、1周 200m以上のトラックを有するもの。（トラック内にサッカー、ラグビー等を行う施設がある場合でも、陸上競技場として取り扱う。学校の運動場は、多目的運動場として取り扱う。）	1周400mのトラックを有するもの	1周201m～399mのトラックを有するもの	1周200mのトラックを有するもの
2	野球場・ソフトボール場	固定したバックネットを有し、主として野球・ソフトボール専用のもの。	10,000㎡以上	6,600～9,999㎡	6,599㎡以下
3	球技場	サッカー、ラグビー、ハンドボール、ホッケー、その他これに類する球技専用のもの。	10,000㎡以上	6,400～9,999㎡	6,399㎡以下
4	多目的運動場	土地面積が992㎡以上のもので、必要に応じて各種スポーツが行えるもの。（学校の運動場を含む）	10,000㎡以上	4,000～9,999㎡	992～3,999㎡
5	水泳プール（屋内）	水面積150㎡以上のもので、	1,000㎡以上	400～999㎡	150～399㎡
6	水泳プール（屋外）				
7	レジャープール	流水プール、造波プールなどで、レジャープールとして使用されるもの。			
8	ダイビングプール	主としてダイビングに使用されるもの。			
9	体育館	競技用床面積132㎡以上の建物で、必要に応じて各種スポーツが行えるもの。（体操競技専用ものを除く）	1,300㎡以上	660～1,299㎡	132～659㎡
10	柔道場	主として柔道専用のもの。	128畳以上	40～127畳	39畳以下
11	剣道場	主として剣道専用のもの。	200㎡以上	67～199㎡	66㎡以下
12	柔剣道場（武道場）	主として柔道・剣道に使用されるもの。	400㎡以上	200～399㎡	199㎡以下
13	空手・合気道場	主として空手・合気道専用のもの。			
14	バレーボール場（屋外）	屋外にあつて規定のコートを有し、もっぱらバレーボールに使用されるもの。（運動場の一部に区画をつくり、バレーボール専用を使用しているものも含む。また、屋上コートも該当する）			
15	庭球場（屋外）	屋外にあつて規定のコートを有し、もっぱらテニスに使用されるもの。（運動場の一部に区画をつくり、テニス専用を使用しているものも含む。また、屋上コートも該当する）			
16	庭球場（屋内）	屋内にあつて規定のコートを有し、もっぱらテニスに使用されるもの。			
17	バスケットボール場（屋外）	屋外にあつて規定のコートを有し、もっぱらバスケットボールに使用されるもの。（運動場の一部に区画をつくり、バスケットボール専用を使用しているものも含む。また、屋上コートも該当する）			
18	相撲場（屋外）	規定の大きさの土俵を有するもの。			
19	相撲場（屋内）	規定の大きさの土俵を有するもの。			
20	卓球場	主として卓球に使用されるもので、規定の卓球台を3台以上有するもの。			
21	弓道場	弓道の試合（近的）が行えるもの。			
22	アーチェリー場	射場と的との距離が25m以上あるもの。または、14ショット以上の射場のあるフィールドアーチェリー場。			
23	馬場	20m×60m以上の規模を有し、必要な設備があつて競技が行えるもの。			
24	アイススケート場（屋内）	滑走面積が300㎡以上のもので、			
25	アイススケート場（屋外）	滑走面積が1,500㎡以上のもので、			
26	ローラースケート・インラインスケート場（屋外）	滑走面積が300㎡以上のもので、			
27	ローラースケート・インラインスケート場（屋内）	滑走面積が300㎡以上のもので、			
28	山の家・林間学校	都道府県・市区町村・団体等が登山・林間学校等のために指定しているもの。			



種類 番号	施設種別	内 容	規模基準		
			規模1	規模2	規模3
29	トレーニング場	屋内、屋外にあって、ウェイトトレーニングやサーキットトレーニング等のための設備を有し、もっぱらトレーニングに使用されるもの。(学校の運動場の一部に独立した区分を設けて、常設されているトレーニングコースも含む)			
30	レスリング場	固定したマットを有し、もっぱらレスリングに使用されるもの。			
31	ボクシング場	固定したリングを有し、ボクシングに使用されるもの。			
32	ダンス場 (ダンススタジオ)	主としてダンスに使用されるもの。(エアロビクス等のスタジオを含む)			
33	射撃場 (ライフル・けん銃・クレー等)	ライフル、けん銃競技が行われるもの。または、クレー放出機器を備え、競技が行えるもの。(光線銃を含む)			
34	ゴルフ場	9ホール以上あり、競技が行えるもの。	18ホール 以上	17～9ホール	
35	ゴルフ練習場	打席が10以上、打席からのまでの距離が20ヤード(約18.3m) 以上あるもの。			
36	ボウリング場	12レーン以上の規模を有するもの。			
37	漕艇場	艇庫を持ち、水路の幅が30m以上、長さが1,100m以上あり、競技が行えるもの。			
38	ゲートボール クロケータ場	都道府県・市区町村・団体等が、ゲートボール・クロケータ場として指定しているもの。			
39	スカッシュ・ラケットボール場	主としてスカッシュやラケットボールに使用されるもの。			
40	ヨット場 (マリナー)	艇庫をもち競技が行えるもの。			
41	スキー・スノーボード場	ロープトウ・リフト・ゴンドラ・ジャンプ台のうちいずれか1つ以上を有するもの。			
42	キャンプ場	都道府県・市区町村・団体等がキャンプ場として指定しているもの。			
43	ハイキングコース	都道府県・市区町村・団体等がハイキングコースとして指定しているもの。			
44	サイクリングコース	都道府県・市区町村・団体等がサイクリングコースとして指定しているもの。			
45	オリエンテーリング コース	都道府県・市区町村・団体等がオリエンテーリングコースとして指定しているもの。			
46	ランニングコース	都道府県・市区町村・団体等がランニングコースとして指定しているもの。(学校のランニングコースも含む)			
47	冒険遊具コース	フィールドアスレチックなど冒険遊具を組み合わせてコースとしているもの。(学校の運動場の一部に区分してつくられた同様の内容を有する常設のものも含む)			
48	海の家・海水浴場等の施設	都道府県・市区町村・団体等が海水浴場として指定しているもの。			
49	河川・湖沼等の遊泳場	都道府県・市区町村・団体等が遊泳場として指定しているもの。			
50	スカイスポーツ施設	都道府県・市区町村・団体等がパラグライダー、ハンググライダー等のスカイスポーツを行う場所として指定しているもの。			
51	体操競技場	体操競技場専門として施設・用具が常備されているもの。			
52	その他	上記1～51以外のもの。			

